

発達段階に応じた「県産ブランド農林水産物食育教材動画」 制作業務委託仕様書

1 業務名称

発達段階に応じた「県産ブランド農林水産物食育教材動画」制作業務

2 業務目的

本県では、県産ブランド農林水産物を学校給食に提供するにあたり（別事業）、あわせて県産ブランド農林水産物の良さや生産過程等を伝えるための「発達段階に応じた食育動画コンテンツ」を作成し、各学校で実施する食育活動を支援する

3 成果物

(1) 発達段階に応じた食育教材動画コンテンツ

10本（発達段階5段階 × 県産ブランド農林水産物2種類）

※全て手話あり

区分	博多和牛	有明のり
作成する 食育教材動画	①小学校就学前の 未就学児用 ②小学1～2年生用 ③小学3～4年生用 ④小学5～6年生用 ⑤中学1～3年生用	①小学校就学前の 未就学児用 ②小学1～2年生用 ③小学3～4年生用 ④小学5～6年生用 ⑤中学1～3年生用

(2) 動画素材データ一式

撮影したオリジナルデータ、編集プロジェクトデータ、編集で使用したグラフィックやBGM等の素材データ

(3) 企画構成案

各動画のシナリオ、絵コンテ、台本等、企画書一式

(4) その他

発注者が別途指示する資料

4 委託業務内容

(1) 企画構成（シナリオ・絵コンテ作成）

- 県産ブランド農林水産物の魅力、仕事の面白さ、やりがい、苦勞、一日の流れ、環境への配慮、ワンヘルスの視点などを具体的に伝えるための企画構成案（シナリオ、絵コンテ等）を作成すること。
- 企画構成案は、発注者による内容確認・承認を経て、確定すること。

(2) 生産者への取材及び動画素材撮影

- 受注者は、取材先として決定した生産者との一切の調整業務（事業概要の説明、アポイントメント取得、撮影許可、日程調整、撮影場所の設定等）を発注者と協議し、食育動画コンテンツ用の素材を撮影すること。
- 企画構成に基づき、各応援事業者の現場にて動画撮影を実施すること。
- 撮影は、適切な機材（カメラ、マイク、照明など）を用いて、高品位な映像・音声水準で実施すること。
- 被写体（社員、従業員等）の肖像権や企業の機密情報保護に最大限配慮し、必要な許諾を得て撮影すること。

(4) 動画編集・加工

- 撮影された素材を基に、企画構成に沿って動画を編集すること。
- 編集においては、以下の要素を盛り込むこと。
 - ・テロップ（主要な情報、インタビュー内容の要約など）
 - ・BGM、効果音（著作権フリーまたは使用許諾済みのもの）
 - ・グラフィック（図、イラスト、ロゴなど）
 - ・ナレーション
 - ・手話ピクチャー・イン・ピクチャー ※必須
 - ・動画冒頭にタイトル、動画末尾にクレジットや関連情報
- 制作された動画は、発注者による内容確認・修正指示を経て、最終稿とすること。修正指示には速やかに対応すること。

(5) 進捗管理・報告

- 委託期間中は、取材先の選定、企画構成・撮影・編集の進捗等について、定期的に発注者へ報告すること。

○報告の頻度、形式については、発注者と協議の上、決定すること。

5 業務期間

契約締結の日から令和8年8月25日まで

6 知的財産権等

- (1) 本業務により制作された成果物（動画、映像・音声素材、企画構成案等）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、その他一切の権利は、成果物の引渡し完了時をもって発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、取材に協力いただいた応援事業者及び被写体（社員等）の肖像権、著作権、プライバシー権、企業秘密等に十分配慮し、必要な許諾を全て取得すること。万一、第三者との間で紛争が生じた場合は、受注者の責任と費用において解決すること。
- (3) 受注者は、本業務の遂行中に知り得た発注者および取材に協力いただいた応援事業者の個人情報、機密情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理し、本業務の目的以外に利用し、または第三者に開示・漏洩してはならない。また、業務終了後も同様とする。

7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方協議の上、決定すること。
- (2) 業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者に確認し、指示を仰ぐこと。
- (3) 業務の品質確保のため、発注者は必要に応じて業務進捗の確認や指示を行うことがあるので、受注者はこれに誠実に対応すること。